

川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりを目指す事業について、川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業（以下「推進モデル事業」という。）として選定し、運営経費を助成することにより、川崎市における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術

文化芸術基本法（平成13年法律148号。以下「基本法」という。）第8条から第12条までの規定に列挙された次に掲げる分野をいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊（基本法第8条関係）

イ 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（基本法第9条関係）

ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（基本法第10条関係）

エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（基本法第11条関係）

オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）（基本法第12条関係）。ただし、食文化に関しては「講演や親子料理教室事業等の食文化に関する発信等」を主とするものを対象とし、飲食の提供を主な目的とするものは対象外とする。

(対象事業)

第3条 推進モデル事業は、次の第1号から第5号までに掲げる条件に適合する事業とする。

- (1) 実施年度の4月1日から翌年の2月末日までの間に川崎市内で開催すること
- (2) 誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりを目指し、社会的課題の解決につながる事業であること
- (3) 川崎市が定めるテーマ又はコンセプトに即していること
- (4) 開催地域の市民活動団体・企業等との連携・協力を努めていること
- (5) 協賛金・物販など、助成金以外の収入を確保することに努めていること

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業については、対象事業から除くものとする。

- (1) 営利を目的とし、又は特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とする事業
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業

- (3) 暴力団若しくは暴力団員が行う活動又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に関与していると思われる活動
 - (4) 公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が十分に講じられない事業
 - (5) 国、地方公共団体の共催又は委託事業
 - (6) 川崎市の他の補助金交付制度（市の補助金を原資とする市以外の団体の補助金交付制度を含む。）の補助・助成の対象となっている事業
 - (7) 公序良俗に反する事業
- （申請要件）

第4条 実施する事業を推進モデル事業として申請できるものは、前条第1項に規定する対象事業を実施できる能力があり、主に川崎市内で活動する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、申請することができないものとする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若くはこれらに反対することを目的とするもの
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしているもの
- (5) 公序良俗に反するもの

（申請手続）

第5条 実施する事業を推進モデル事業として申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業助成金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

2 申請は、年度ごとに1団体1事業とする。

（事業の選定等）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、別に定める要綱に基づき、川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の議を経たもののなかから、推進モデル事業を選定する。

2 選定委員会は、有識者から意見を聴取することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により推進モデル事業として選定した事業（以下「選定事業」という。）について、川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業選定結果通知

書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定により推進モデル事業として選定した事業（以下「選定事業」という。）に対し、助成金を交付する。

2 選定事業の実施者は、川崎市の他の補助金交付制度（市の補助金を原資とする市以外の団体の補助金交付制度を含む。）と重複して、第1項の助成金の交付を受けることはできない。

（助成対象の経費）

第8条 助成対象は、第3条の事業の実施に必要な、次の各号に該当する経費とする。

- （1）外部から招へいする講師、専門家、出演者等への謝礼
- （2）消耗品の購入費用
- （3）チラシ、ポスター、資料等の印刷製本費
- （4）通知や資料の発送等に必要な通信費
- （5）イベント開催にかかる保険料、広告費
- （6）会場の設営、翻訳、デザインその他の専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託する費用及び事業の実施にかかわるスタッフ（選定事業の実施者の構成員を除く。）の賃金等
- （7）事業の実施にかかる会場使用料、車両の借上料、機材の使用料及び借上料
- （8）その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの

2 助成の対象とならない経費は、次の各号に該当するものとする

- （1）レセプション、打ち上げ、交流会等の飲食に関わる経費
- （2）記念品代、お土産代等の交際費
- （3）事務所賃料、事務機器の購入などの管理経費
- （4）予備費・雑費等の使途が曖昧な経費、領収書が残っていない経費
- （5）その他、事業実施の経費で市長が認めないもの

（助成金の額）

第9条 助成金の額は、対象経費のうち自主財源充当額を除いた額とする。ただし、1事業につき1,000,000円を限度とし、当該年度の予算額の範囲内とする。

（実施状況の確認等）

第10条 市長は、選定事業を適正に実施させるため、必要に応じて、選定事業の実施者に対し、選定事業の実施状況について報告を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する報告の結果、必要があると判断した場合には、選定事業の実施者に対し、指導、助言等を行い、又は事業の是正を求めるものとする。

（変更又は中止）

第11条 選定事業の実施者は、選定事業の内容を変更し、又は選定事業を中止しようとするときは、あらかじめ川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業変更・中止

届（第3号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が軽微な変更と認める場合はこの限りではない。

（実施報告）

第12条 選定事業の実施者は、選定事業の終了後（選定事業を中止した場合を含む）、終了した日（以下「終了日」という。）から起算して30日を経過した日又は終了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業実施報告書（第4号様式）に、必要な書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。

（選定の取消）

第13条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、事業の選定を取り消すことができるものとする。

- （1）事業実施者が、第12条に定める報告を行わない場合
- （2）事業実施者が、第10条第2項に定める求めに応じない場合
- （3）事業選定後に、事業の内容が不相当であると認めるに至った場合
- （4）この要綱に定めるものその他法令等に違反した場合
- （5）その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

（助成金の確定）

第14条 市長は、第12条に基づく報告を受けた場合は、提出された報告書の内容の審査を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、選定事業の実施者に対し、川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業助成金確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。なお、既に交付決定通知した助成金の額と確定された助成金の額が同額の場合は、これを省略できるものとする。

（助成金の返還）

第15条 市長は、第13条の規定による選定の取消しを行った場合において、既に助成金を交付している場合は、当該助成金の交付を受けたものに対し、期限を定めて、助成金の返還を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附則

この要綱は平成4年6月3日から施行する。